

第四十回国会 衆議院 法務委員会 會議録 第八号

昭和三十七年二月二十三日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 小島 徹三君 理事 林 博君

理事 井伊 誠一君 理事 坪野 米男君

有田 喜一君 井村 重雄君

池田 清志君 上村 千一郎君

岸澤 俊樹君 小金 義照君

千葉 三郎君 阿部 五郎君

赤松 勇君 田中 織之進君

田中 幾三郎君

出席國務大臣

法務大臣 植木 庚子郎君

出席政府委員

検事長 大 津 田 實君

検事(大臣官房司法法務調査部長)

検事(民事局長) 平賀 健太君

検事(訟務局長) 濱本 一夫君

委員外の出席者

検事(民事局第二課) 阿川 清道君

検事(最高裁判所事務総局総務局) 桑原 正憲君

判事 杉本 良吉君

専門員 小 木 貞一君

二月二十三日

委員片山哲君辞任につき、その補欠

として田中幾三郎君が議長の名で

委員に選任された。

二月二十日

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律の制定に関する請願外五件(伊藤 義典君紹介)(第一二八三三三)

同外一件(小川半次君紹介)(第一二八四四)

同(倉成正君紹介)(第一二八五五)

同外二十二件(坂田道太君紹介)(第一二八六六)

同(野田卯一君紹介)(第一二八七七)

同(福田篤泰君紹介)(第一二八八八)

同外四件(増田甲子七君紹介)(第一二八九九)

同外一件(古川丈吉君紹介)(第一二九〇〇)

同外十件(細田義安君紹介)(第一二九一一)

同外七件(生田宏一君紹介)(第一二九二二)

同(上林山榮吉君紹介)(第一二九三三)

同(櫻内義雄君紹介)(第一二九四四)

同(千葉三郎君紹介)(第一二九五五)

同(内藤隆君紹介)(第一二九六六)

同(綾部健太郎君紹介)(第一二九七七)

同(上村千一郎君紹介)(第一二九八八)

同外七件(川野芳満君紹介)(第一二九九九)

同外七件(岸本義廣君紹介)(第一三〇〇〇)

同外六件(瀬戸山三男君紹介)(第一三〇〇一)

同外七件(長谷川峻君紹介)(第一四〇一〇)

同外八件(藤本捨助君紹介)(第一四〇二〇)

同外二件(保科善四郎君紹介)(第一四〇三〇)

同外七件(細田義安君紹介)(第一四〇四〇)

同(山崎巖君紹介)(第一四〇五〇)

同外四件(逢澤寛君紹介)(第一四〇六〇)

同(荒松清十郎君紹介)(第一四〇七〇)

同外十件(菅野和太郎君紹介)(第一四〇八〇)

同外六件(細田吉蔵君紹介)(第一四〇九〇)

同(細田義安君紹介)(第一四一〇〇)

同外六件(竹下登君紹介)(第一四一一〇)

同(藤井勝志君紹介)(第一四一二〇)

同(毛利松平君紹介)(第一四一三〇)

同外九件(簡牛凡夫君紹介)(第一四一四〇)

同外七件(遠藤三郎君紹介)(第一四一五〇)

同外三件(徳安實蔵君紹介)(第一四一六〇)

同(森田重次郎君紹介)(第一四一七〇)

同外一件(山崎巖君紹介)(第一四一八〇)

同外七十九件(高橋清一郎君紹介)(第一四一九〇)

同外七十九件(高橋清一郎君紹介)(第一四二〇〇)

同外四件(賀屋興宣君紹介)(第一六二六〇)

同(加藤謙五郎君紹介)(第一六二七〇)

同外三件(簡牛凡夫君紹介)(第一六二八〇)

同外二十九件(坂田道太君紹介)(第一六二九〇)

同(田中龍夫君紹介)(第一六三〇〇)

同(野田卯一君紹介)(第一六三一〇)

同(細田義安君紹介)(第一六三二〇)

同外五件(三浦一雄君紹介)(第一六三三〇)

同(安倍晋太郎君紹介)(第一六三二二)

同(天野公義君紹介)(第一六三三三)

同外五件(簡牛凡夫君紹介)(第一六三四四)

同外二件(河本敏夫君紹介)(第一六三五五)

同外二十七件(富田健治君紹介)(第一六三六六)

同(谷垣恵一君紹介)(第一六七七〇)

同外十一件(坊秀男君紹介)(第一六七八〇)

同外二件(山崎巖君紹介)(第一六七九〇)

政治的暴力行為防止法案反対に関する請願(緒方孝男君紹介)(第一四〇六〇)

同(田原春次君紹介)(第一五六七〇)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三三)

行政事件訴訟法案(内閣提出第四三三)

民法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四)

建物の区分所有等に関する法律案(内閣提出第九八八)

○河本委員長 これより會議を開きます。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は前回の委員會で終了いたしましたので、これより討論に入る順序であります。別討論の申し出もございませんので、直ちに採決に入りたいと思ひます。

これより裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○河本委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案の委員會報告書の作成につきまして、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めま

す。よって、そのように決しました。

○河本委員長 次に、行政事件訴訟法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。坪野米男君。

○坪野委員 私は行政事件訴訟法案について、法務大臣並びに訟務局長にお尋ねをしたいと思うわけですが、本法案は、非常に重要な、条文こそ四十五カ条で、その大部の条文ではございませんけれども、行政事件訴訟手続に関する一般法と申しますか、基本法という、非常に重大な法案でもございまして、また行政事件訴訟法の性格は、単なる訴訟技術の法律案ということでないし、憲法との関連、また現行の行政訴訟制度と、従来から行なわれております通常の司法裁判制度との関連、そういう非常に政治的にも重大な意義のある法案だと考えまして、逐条的な御質問をする前に、総括的な点について大臣並びに当局にお尋ねをして、見解をただしたいと考えておるわけでございます。

まず最初に、この行政事件訴訟法案は、現行の行政事件訴訟特例法が非常に不備であるから、この不備を整備をして、できるだけ簡単な基本法案に作り上げたいということで、法制審議会でも六年がかりで非常に慎重に審議をされたというふうに聞いております。そうしてその後、これが学界等でも研究され、また種々の論文が発表されておるわけでありまして、この審議会でも得た成果について、その後、政府内閣に行政各部において相当異論が出て、この法案が最終的に国会に提案されることが

非常におくれたというのを聞いておるわけですが、法制審議会が結論が出ておりながら、国会への提案が非常に遅れたその理由として、行政各部の中で相当の異論が繰り出して、その調整に手間どつておつたという事情を伺つておるわけでありまして、その点について、どういふ異論が出ておつたのかという点について、大臣から簡単に御答弁願いたいと思います。

○植木国務大臣 いろいろ部内において研究しております途上におきまして、やや難航いたしました時期がないことはなかつたのであります。その点は御指摘の通りであります。それは主としていわれる訴訟前置主義というものをどういふふうに取り扱うかという問題であります。今回提案いたしました法案におきまして、説明の際にも申し上げました通り、行政処分によりましては、やはり訴訟前置というものを必要とする事案もございまして。それを、そういうものについてはなるべく残していきたいという各省の主張もあり、しかし、なるべくならばこれを最小限にしてしまいたいという考え方もございまして、その間の調整に相当ひまをとりました。この点につきましては、なお事実の経過の詳しいことは政府委員の方からお答えさせていただきますかと思ひます。

○坪野委員 その点はその程度でけっこうでございます。また要すれば事務当局から詳しい御答弁を願いたいと思ひますが、相当政府の各省の間で異論があつたというのを聞いておりますが、それは今の訴訟前置主義の原則をやめて、並行主義と申しますか、直接

出訴できる制度に改めようというこの原案に対して、行政部に相当異論があつたというのを聞いておるわけですが、私はそれだけでなしに、この法案の本質が、行政庁の違法な処分があるいは行政庁の処分を争うという国民の権利救済の訴訟制度の特例といひますから、訴訟制度を規定する法案でありますから、いわば行政庁にとってはあまり好ましくない訴訟であり、好ましくない訴訟の手続として、なるべく行政庁の方に有利な手続を規定してほし、これは人情としても当然であろうと思ふのであります。そういう立場からのプレキが相当この法案の原案確定の中に私は働いておるというふうに感じておるわけでありまして。

そこで次にお尋ねしたい点は、この行政事件訴訟法案は、もちろん行政訴訟に関する手続規定であります。現在の憲法のもとにおける行政裁判というものは、その本質は、民事訴訟と同じく、最高裁判所を中心とした司法裁判所のもとで終局的には争いが解決される、本質的には司法裁判なのだといふことに変わりがない。若干の行政訴訟としての特質から特例を規定する必要があると言ひましても、本質は民事訴訟あるいは司法裁判と何ら変わりがないと見ておるわけでありまして、現在の憲法下における行政訴訟の本質をこのように理解していいのかどうか、立案者政府の立場においても、行政訴訟の本質をそのように理解しておられるのかどうかという点を、最初にお尋ねしたいと思ひます。

○植木国務大臣 ただいまの御意見につきましては、御指摘の通りとわれわれも考えまして、立案に際しましては

極力その態度で臨んで参つた次第でございます。

○坪野委員 そういたしますと、この法案は、現行の特例法よりも憲法の趣旨に沿つた改正の方向への新法案だ、国民の権利救済という立場から、また本質的には司法裁判と、あるいは民事裁判とはほとんど同質の司法裁判として本質からして、前向きに、憲法の趣旨に沿つた改正だ、このように考えておられるかどうか、その点お尋ねします。

○植木国務大臣 その通りでございます。

○坪野委員 説明はそのようになっておるわけでありまして、私は、この新法案をつぶさに検討いたしました。その根本に流れる趣旨は、必ずしも大臣が御答弁になつたような改正の方向に進んでおるものとは考えられないのであります。むしろ逆に現行特例法の方が新憲法の趣旨に沿つた法律——たゞ、非常に条文が整備されておらないために若干の疑義があるといふことは認めるわけでありまして、本質的には現行法の方がむしろ憲法の趣旨に沿つた規定ではないか、そして新法案は、この憲法の趣旨からやや後退をして、行政庁の権限をむしろ擁護する、そういう規定が随所に見受けられるわけでありまして。立場によりましては、今私のお尋ねは、国民の権利救済のための行政訴訟制度、手続法、そういう立場からして、改正の点もございまして、けれども、むしろ逆に憲法の趣旨から後退している面があるというように私は考えますが、そういう箇所は一カ所もないのだ、すべて国民の権利が伸張される面の改正のみだ、こういうふうには

言い切れるかどうか、その点、まず大臣にお答え願ひたいと思ひます。

○植木国務大臣 われわれ立案者の当局としての趣旨は、先ほど来御答へ申し上げ、また御指摘になりました通りであります。しかし、ただいまのお話の、部分によつてはそうじゃない部分がたくさんあるじゃないか、行政庁の処分に対する訴訟の場合に、むしろ従来の方がいい権利が伸張されておるように思ふという御指摘でありまして、その点につきましては、場合によつては、なるほど当該行政処分の性質、種類によりまして、必ずしも最初の理想とするところよりは遠ざかつておるところがあるかもしれません。しかしながら、われわれとしましては、その点に十分留意をいたしまして、極力これを明らかにし、従来現行法におきましては非常にあいまいであり、解釈の仕方によつてはいずれにもとれるような、またいづれの方法にもよれるような、はっきりしない部分等もございまして、これを整備して、そして権利を阻害されたりする人たちのために、なるべくはっきり手続その他希望が達せられるようなことにいたして参りたい、こういう考えでおるのでございます。場合によつては、では、当該事項の具体的な部分について御質問をいただきますれば、政府委員からお答え申し上げますかと思ひます。

○坪野委員 大臣も部分的には行政庁の権限をむしろ守る立場の、憲法の趣旨に沿わない立場の改正点も含まれておるかもしれないといふことをお認めになつておるようでありまして、私はさらには具体的に、もう少し、むしろ

憲法の精神に逆行しておるといふ立場からの質問をしてみたいと思ふわけであります。

最初私に申し上げたように、行政訴訟も本質的には民事訴訟と変わるべきものではない。行政が民主化されてきても、行政が国民と対等の立場で権利関係を争う、そして司法権の審判を受ける、こういう建前からすれば、私は行政訴訟も本質的に民事訴訟と変わるべきでないと思ふわけでありまして、現行の特例法はまさにそういう立場をとつておるわけであります。もちろん憲法によつて行政裁判所その他の特別裁判所に服しておるわけです、けれども、特例法もその精神にのつとて、その第一条にその点がはっきりとつてございまして、「行政庁の違法な処分を取消又は変更に係る訴訟」等については、「この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。」この特例法によるのは、基本は民事訴訟法であるところだ、基本は民事訴訟法であつて、特例法はあくまでも特例なんだ、こういう考え方に立つておるわけでございます。これは私は正しい、憲法の精神に沿つた規定だと思ふわけでありまして、その特例は必要最小限度の特例にとどめるべきだといふところで、条文の数も非常に少ないわけでありまして、もちろん非常に急いで立案制定されたという経緯もございすけれども、非常に条文の少ない、わずかに十二カ条かの条文にとどまつておるわけでありまして、民事訴訟と本質的に異なるべきでないという考え方がいふれば、特例はなるべく少ない方がいい

いのではないか、こういう建前に立たなければならぬ。そしてこの規定に不備な点があれば、これは判例の積み重ねによつて解釈を統一していく、問題を解決していくという方法もあるわけでありまして、必ずしも事ここまかに明文を設けて、その疑義を立法で補つていく必要はないのではないのか、裁判所の判例で実情に合うように補つていくことの方がむしろいいのではないかといふことも考えられるわけでありまして、そういう意味で現行法が「民事訴訟法の定めるところによる。」民事訴訟法だといふ原則をとつておられる。ところが、今度の新法案では、第一条で「行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」この法律が行政事件訴訟の基本法だといふ原則をまつたつておるわけでありまして、そして同じく第七条には「行政事件訴訟に關し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。」といふことで、行政事件訴訟法が基本法だ、そして例外的に、新法案に規定のない事項については民事訴訟の例による、こういう規定の仕方がしてあるわけでありまして、「民事訴訟法の定めるところによる。」といふ現行の規定から「民事訴訟の例による。」といふように、字句も変わつてきておるわけでありまして、「定めるところによる。」といふのと、「民事訴訟の例による。」といふのと、言葉の使い分けがしてあることは、私は無意味ではないと思ふ。法律家が立案した法律案文として、このように使い分けがしてあるといふことは、決して無意味ではないと

私は考えるわけでありまして。さきに申したように、現行法は憲法の精神に沿つて民事によるのだ、民事がやはり基本法だといふ考え方に立つておるのに対して、新法では、この法が根本法で、それ以外に民事の例による、民事を準用するといふ考え方に後退をしてきておる。このように考えられるわけですが、この新法の一、七条の、民事訴訟と本法との関連において、現行法より憲法の趣旨に対してむしろ後退しておるのではないかと、私の見解、これは私個人の見解というよりも、そういう見解を持つておる学者もあるわけでございますが、そういう考え方に對して、大臣おわかりであれば大臣に、これは憲法の問題でございまして、後退してはいるんじゃないか、という私の質問に対するお答えを、大臣でもあるいは訟務局長もつけようです、何か伺いたいと思ひます。

○植木國務大臣 詳細につきましては、政府委員からまた考え方を申し上げますが、われわれの立場といたしましては、現行の特例法が施行されました十三、四年になります、その間に、おける実際の便、不便、不便と申しましたが、単に行政庁側の便、不便だけを指摘するのではございませう。一般権利救済を受けんとする国民の側から考えましても同様でありまして、その際におけるいろいろな実情が十有五年の経過によつて相当明らかになりました。そこで考え方として、憲法の精神にのつとて一般民事訴訟の原則を極力尊重して参ります。これは申すまでもありませんけれども、しかし、この間における経験、さらには、行政訴訟に關する限りは、一つは基本法典式のものを作りたいといふ考えで臨んでおつたわけでありまして、従ひまして、今回の新法案に、きましては、これらのものの内容、機構等について十分な研究を遂げたつもりであります。何と申しまして、行政訴訟に關しましては、国民の権利を伸張するといふ一つの大きな面があり、同時に、また行政の運用の面から、これは考えなければならぬ。行政運用の面において大きな支障があつて、そのために困るという場合には、やはりこれにはある程度の、いわゆる前段の国民の権利伸張に対する制限的な場合も起こるかと思ひますが、いわゆる行政運用の面から、権利伸張の面から、やはり両方の要請にこたへる意味で變えておるのであります。

一条、七条の關係がどうなりますか等のことにつきましては、政府委員からお答えを申し上げたいと思ひます。

○濱本政府委員 御指摘のように、本法案の構造から申しますと、この法律が行政事件訴訟に關する根本的な基準法、統一法、普通法であつて、本法に規定してない事項については民事訴訟の例によるのだ、そういう、本法を一つの統一法と考へ、民事訴訟を準用するといふ形を、構造においてとおることは御指摘の通りでありまして、しかしながら、第二章以下の実質規定をあらうだけばわかります。よ、今大臣から御答弁がありました。い、面と行政の円滑な運用という面とから、現行特例法に不足するあるいは不備な点をきわめて合理的に調整をはかるという建前をとつておりますので、構造が今御指摘のような構造になつておるからと申しまして、必ずしも憲法の根本的な立場から一歩後退したといふ非難を受けるような点はないのではないかと私は考へておるものであります。いかに構造は御指摘のよう、本法を一つの大きな基本法にして、民事訴訟の建前を軽くあしらつておるといふ見方も、あるいは形においてではないこともないかと思ひますが、実質は、やはり現行の特例法と少しも変わらないのでありまして、個々の行政訴訟に關する法規があり、それは、それをまず一番に優先的に適用し、そしてさらに本法に規定のない事項については民事訴訟法を適用するのだといふ実質は少しも變つておりませんので、形式はともあれ、憲法の建前から一歩も二歩も後退してはいるのだといふ非難は当たらないように私どもは考へております。

○坪野委員 形式論としてはそういう見解も成り立つかと思ふわけでありまして、第二章以下の実質規定の中で、国民の権利伸張という面、少なくともその面からすれば現行法より後退しておるという個所が相当重要な個所であるがゆゑに、そういう第一条、第七条という原則も、形式的にはいかにうに理解できますが、やはり憲法の精神から後退する、そして行政権を強く押し出すという立場からの訴訟制度への改悪の方向に方向としては進んでおるのではないかと、解釈というか見解が導き出されてきておるわけでありまして、一条、七条の、ただ抽象的な民事訴訟を準用する民事訴訟を適用するかと

いう論議は、必ずしも本質的に重要な議論でもないようであり、この程度で次の問題に移りたいと思ひます。

時間ありませんし、そうしてまだほかに質問者が社会党の立場からございますので、大ざっぱに若干の問題をお尋ねしたいと思ひます。

第八條のいわゆる訴願前置主義の原則を廃して、原則として並行主義と申しますか、行政訴訟も訴願もいずれでもできるのだ、こういう規定に改めたということでございますが、この規定自身は確かに国民の権利伸張という立場からすれば改正だと私も認めるわけでございます。ただ、それにいたしまして、例外があるわけでありまして、特別法で審査請求に対する裁判を経た後でなければ訴えを提起できないというそういう明文規定がある場合は、やはり訴願前置でなければいけないのだということになるわけでありまして、この特別法がむやみやたらに数多くできると、結局、特例の方が多くなり過ぎると、原則と例外とが逆になってしまふというおそれがあるわけでありまして、そういう意味で、現行法の中に相当規定がありますが、現行法で訴願ができる、あるいは不服審査の申し立てができるというのを、改正されるというしまして、できるといふ規定から、裁判を経なければ出訴できない、提訴できないとはっきりと明文でそこまで規定をしなければ、訴願前置主義に違反するということはないのだ、このように理解してよろしゅうございませうか。

○濱本政府委員 訴願前置を要件とするものと訴願前置を必要としないものとの振り分けは、今御指摘の通りに私ども考えております。特に条例や政令などではないので、法律で明らかに裁判を経た後でなければ出訴できない、こういう形で明文を置いていてる場合に限って、訴願前置を要件とする建前をとっております。

○坪野委員 そこで、具体的に現行法の中から例をお示し願ひたいのです。本法がかりに成立した後に、関連の行政法規を改正するかどうかは別といたしまして、本法が成立して直ちに現行法で訴願前置の、いわゆる並行主義の例外として、訴願前置主義がとられておる法律の例というものを一、二お示しをいたしたいと思います。

○濱本政府委員 実は御指摘の、訴願前置を要件とするものと要件としないものとを振り分けるというものは、個々の行政法規を現在のままで放置しておいて、その中で現にすでに訴願前置を要件にしておるものだけがこれに当たるのだというふうに私も考えております。その中で、本法の第八條に関連しまして、現行の各種の行政法規を全部洗い上げまして、これは前置とすべき必要のあるものである、これは前置とする必要のないものであるというふうに振り分けまして、新たに本法に関連しまして、整理法と名づける関係法令を今準備中なのであります。従いまして、今ここで現実に具体的に例をあげることも実はあまり必要もないじゃないかと考えますので……。

○坪野委員 もちろん関連した整備法案が準備されておるといふことは承知をいたしておりますが、私のお尋ねは、そのような関連法案がない現在の行政法規の中で、この八條の例外に当

たるような明文規定のある行政法規が一つでも二つでもあるかどうかをお尋ねしておるのです。私も今すぐに思いつかないので、大体は審査請求ができる、訴願ができるという規定の法令が多いと思ひますが、審査請求その他の訴願を経なければ出訴できない、まさに八條の例外規定に書かれておるような条文が現行法令の中に一つか二つでもあるのか、あるいは一つもなく、ここで関連整備法を作らなければ全部この原則で並行主義でいくのか、現行法の体系の中でお尋ねしておるわけです。

○濱本政府委員 現在の特例法のもとにおきましては、御承知のように前置が原則でございますから、いやすくも訴願ができるということが実体行政法に書いてあります限りは、前置になるわけでありまして、にもかかわらず、現行法におきましても、特にそういう明文を置いておるのは所得税法、地方自治法その他にたくさん散見するの

であります。たとえば所得税法の五十一條であります。「再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分取消又は変更を求めるときは、第四十九條第六項の規定による決定（以下審査の決定という）を経た後でなければ、これを提起することができない。」かような所得税法の規定、これは現行法の体系のもとにおいてもしばしば散見するところでありまして。

○坪野委員 そうしますと、これは一々数多くの行政法を覚えておるわけではないので、行政訴訟をやった経験から申しているわけですが、今のよう

に税法その他の行政法規の中にやはり訴願前置をはっきり規定つけておる規

定もある。しかしながら、大多数の行政法規が、ただ訴願ができるという趣旨の規定の場合が多い、あるいは何も書いてない場合もあるというそういう中で、今度本法が成立したら、それを関連して、今の訴願前置主義をあくまでもとの必要のある法律については新たに整備する、そういう準備を今進めておる、こういうふうに承つていいわけですね。

○濱本政府委員 さようでございます。したように、特例がむやみやたらに多くなると、せっかくこれが前向きな改正点だと私は認めたわけでございますが、例外が多くなつてしまふ、結局は例外と原則が逆になつてしまふ。相変わらず訴願前置でなければ出訴できないのだということになるわけでありまして、私は、行政の運用の適切化ということもありましようけれども、本法のこの八條の趣旨からすれば、原則は並行主義でいくのだ、なるべく前置主義を少なくするのだという建前から、その関連整備法なるものも必要への改正をしていただきたい、そういう整備法案にしたいとお願いしたい、そういうことを強く要望しておきたいと思ひます。それでなければ、せっかくの改正点がくずれてしまふということになるわけでありまして、その点は、関連整備法案の一々について、もちろん提出された場合に検討いたしますが、原則的一般論的にその点を政府当局に強く要望しておきたいと思ひます。

○坪野委員 そのほか、不作為の行政行為に對する救済の規定が明文化されたこと、

これはまた一応の改正点だといふことはわれわれも認めるわけでございますが、しかしこれととも、いわゆる差止命令と言ひますか、インジังก์ションと言ひますか、そういう義務づけの訴訟ができるのかどうかという点については従来から学説上疑義があり、結局判例その他で確定されていくことになるのだと思ひます。本法のように不作為の違法行為確認の訴えを特に明文でも認めるということになると、それ以外の今言つたような訴訟は許されないのかという反対解釈も出てくるわけでありまして、私は必ずしもこの不作為の違法確認の訴えが明文上許されたことが違法とばかりは受け取れないのではないかと、いうふうに考えるわけですが、この点についてはどのようにお考えになりますか。これは事務局で検討しております。

○濱本政府委員 本法案のとおつておる建前をいたしましては、およそ行政庁の行為、行政行為に對して不服を訴える訴訟、これを一般的に行政訴訟取り消しの訴えというふうに考えておるのであります。総則の第三條の抗告訴訟にあげてあります幾つかの取消訴訟は制限的に解するものではないのであります。でありますから、旧來の経験に徴しまして、あるいは民間から要望のあった、あるいは学者の説明のありましたものの中で、特に必要と考へて、たとへば不作為に對する違法確認訴訟というふうなものは今度取り上げたのであります。なおこのほかにも、もしそういう行為行政に對する不服の訴えが認められるとすれば、本法はこれを排除する趣旨ではないのでこ

ございます。ただ第三条に抗告訴訟としてあげておりますのは、主要な要件、主要な類型として考えられるものを例示したという建前をとっておるのであります。ですから御指摘のような新しい行政訴訟がもし考えられるとしますれば、それはまた、本法もこれを採用しないあるいはできない、そういういつた訴訟を許されないという建前をとっておるわけでは決してないのであります。

○坪野委員 わかりました。その点、結局立法者の意思がそうであるということであれば、一応問題は解決しておるようでございますけれども、やはり法律は成立いたしますと一人歩きをする。そうでないという反対の説も出て参りまして、結局、裁判上で判例その他で混乱を来たすこともあり得ますので、今の御解釈は大体政府当局の統一の見解、解釈、このように何ってよろしゅうございませぬ。

○濱本政府委員 私どもはそう考え、またその考えのもとに本法案を作ったのみならず、本法案を通過して当然そういう解釈になることは疑いないと私もは考へるのであります。

○坪野委員 次の問題点ですが、出訴期間の制限の規定、第十四条であります。この規定は、国民の権利伸張という観点からすれば、改正ではなしに逆に改悪の規定だと私は思います。これは一見してわかるわけでございます。行爲の日から一年というものは現行法もそうなっております。現行法で六ヶ月以内という出訴期間を三ヶ月以内というように短縮をされております。もちろん行政の運用の面から、あまり

長期間に出訴期間を許しておくということとは、行政の安定を害するというような立場、理論から短縮されたのだと承っておりますし、また外国の立法例などから、出訴期間の長い立法例が少なく、むしろ西ドイツやフランスあたりは非常に短かいのだということから三ヶ月に短縮されたのだ、このように聞いておるわけですが、日本にはやはり日本の実情がある。日本の行政裁判の実情から、現行の六ヶ月でも必ずしも長くはないのではないか。むしろ短きに失する場合が往々にしてあるわけでありまして、そういう意味で、出訴期間を短縮するというこの改正は、国民の権利救済という点と行政の安定を確保するという点との比較調整の上から言いますと、私は短きに失するところがあるわけでありまして、最初に、六ヶ月じゃ長過ぎる、三ヶ月が相当であるという結論に到達された理由を端的にお伺いしたいと思います。

○濱本政府委員 従来の行政訴訟、現実に起きております行政訴訟を例にとりまして考えましても、六ヶ月というよりなんでしょうとした行政訴訟の実例はあまりありません。また本法であります出訴期間を長くしておきますと、むしろ個々の行政法規でそれよりも短かい出訴期間を定めているという反作用を言いますか、好ましくない事象を起しやすくなることになりまして、また、この三ヶ月と申しますのは、あとの一年の期間と違ひまして、行政処分があったことを現実に当該国民が知った日から進行するのでありますから、必ずしも三ヶ月をもって短きに失するところと考へられないのじゃないか。そういう三つの考慮から三ヶ月が合理的であ

ろうということでも三ヶ月にいたしました次第であります。

○坪野委員 私は、必ずしもそうとは思わないわけでありまして、なるほど、処分を受けてそんなにのんびり六ヶ月も待たずに、直ちに審査請求なりあるいは特別の場合に出訴するという例が最近多くなつておることも承知をいたしております。けれども、行政処分というものは、非常に広範な処分があるわけでありまして、書面による処分だけでなくしに、口頭による処分もあり得るという中で、処分を受けた人たちが直ちに、これは不当だ、違法だというところから権利救済を求めて行政訴訟なり訴訟に訴えるという場合もございませぬけれども、受けた国民の側が法的に無知で、何だか不当に思う、けしからぬと思うけれども、それが法的に違法であるか、無効であるか、一併訴訟してその処分の取り消しを求めるのかどうかという法的判断は、しろうとの場合、必ずしもすべてが適切な判断ができるわけではないのであります。従つて、大きな政治的なあるいは社会的な問題になるというような事件の場合には、処分があつて直ちに弁護士に相談する、関係者と相談をして訴願なり訴訟をやつておる例が多々ございませぬけれども、それは政治的に重大な意味もない、またそれだけ大きな社会問題でなしに、個人の利害に関する問題にとどまるような場合に、その人が何か不当だと思ふけれども、出訴の方法その他も知らないし、またそれが行政訴訟をやつて必ず取り消しを得られるように違法な処分なのかどうかという判断もつかずに、じんぜん日を過ごすという場合がたゞさんあるわけですから、たとえば農地法の農地訴訟でも、

最近では少なくなつてくるかもしれませぬが、いわゆる農地解放当時の自作農創設特別措置時代の直後に、行政訴訟ができるのだということをよく知らずに、相当時間がたつてから、行政訴訟なり訴訟している例もあるわけで、そういう意味で国民はしろうとでありまして、必ずしも直ちに立ち上がつて救済を求めるという場合だけではないと思ふわけでありまして、しかも弁護士というものは今は非常に少ない。むしろ少ないのじゃないか。ないとは言いませんけれども、非常に少ないということだけは事実であります。特に地方において行政事件をやる専門の弁護士というものは非常に少ないのでありまして、そういった弁護士が相談を受けてもなかなか――これは私は現在の司法制度の欠陥でもあると思ひます。行政訴訟というものが戦後通常裁判所で行なわれるようになった関係もあり、古い弁護士先生方には、行政事件の相談を受けても十分それに対応できない人たちがたゞさんあるわけでありまして、そういう意味で私は、弁護士が事件の相談を受けても、やはり提訴するまでの準備期間に一月や二月という短期間でなかなか処理し切れぬ、やはり相当準備の期間が要る、研究が要るということでありまして、私は現行の六ヶ月という程度の出訴期間に必ずしもそう不当に長いものじゃないと考へてゐるわけでありまして、そういう意味で私は、この法案で三ヶ月に短縮するということは、国民の権利伸張の立場から不当な改悪だと断ぜざるを得ないわけでありまして、また、法律が六ヶ月であると、三ヶ月とか二ヶ月

とか一ヶ月とかいう特例法がむやみやたらにできるといふことを言われまうが、それは現に特例法ができて短期の出訴期間を定めておる例があるわけでありまして、これを今度三ヶ月にすれば、さらにまた特例でもっと短いものを作ろうといふことでも一ヶ月になるかもしれない。ですから必ずしも、現行の六ヶ月という規定があるから二、三ヶ月という短期の出訴期間の特例法ができるのだということも言えますけれども、裏返して言えば、原則が三ヶ月というように短縮をされてしまつと、またそれに対する例外で一ヶ月というやうな短期の出訴期間を定める特例ができてくる、かえつて多くふえてくるのじゃないかといふことも言えるわけでありまして、必ずしもそれを理由にして三ヶ月に短縮しなればならぬという理由には私はならないではないかと考へるわけでありまして、

さらにもう一つ、私は出訴期間をなぜ現行の六ヶ月程度に日本の場合にしなければならぬかといふことの理由として、行政処分が文書で出される場合に、はつきり出訴期間があるいは訴願の期間が明示されておれば、国民もある程度それに対応できるわけでありまして、今度の行政不服審査法案には、今の教示義務といふものが一部規定されておつて、文書による行政処分には今の不服申し立ての期間があればその期間を明示しなければならぬ云々という規定もあるようであります。しかし私は、それを義務づけておるようでありまして、訴願だけでなしに、出訴期間を告知するあるいは教示する義務を行政庁に義務づける、そういう立法化をしなければ、この行政事件訴訟

法という法律を知らないために、三カ月の訴えができなくなるということにもなるわけであり、出訴期間を告知する義務を立法化するという作業が伴わなければ、私は六カ月を直ちに三月に短縮するということはやはり改悪になると思う。六カ月でそれほど現在の行政事務が支障を来し、停滞を来しておるとはとうてい考えられないわけでありまして、そういう意味で私は、この規定を短縮されたことに對して合理的な理由を見出すことができないのであります。しかし、今の局長の御答弁は御答弁として一応承っております。

次に移りますが、時間の関係でもう一点だけしておきます。

二十五条の執行停止の問題、それに關連して二十七条に総理大臣の異議の規定がありますが、私はこの二十七条の総理大臣の異議の規定は、これは明らかに改悪だと思ふ。現行法よりも後退しておるということは、おそらく当局もお認めになるだろうと思ふわけでありまして、なぜこのように後退をしなければならなかったかという理由をお尋ねしたいわけでありまして、それは二十七条の「総理大臣は、裁判所に対し、異議を述べることができ、執行停止の決定があつた後においても、同様とする。」この後段の場合でございます。現行特例法では、執行停止があつた後には総理大臣の異議によつて執行停止の決定を取り消すことはできないという解釈がむしろ裁判所の判例にまでなつておるわけでありまして、最高裁判所の大法廷における判決で、決定があつた後に異議が出ても執行停止の処分は取り消しできない、決定前

でなければならぬという趣旨が、最高裁判所の判例になつておると私たちは理解しておるわけでありまして、現行法では文字解釈からしてもそうでありまして、また制度の趣旨からしてもそうあるべきだと思ふわけでありまして、それを疑義があつたからこのように変えたのでなしに、むしろ執行停止の決定があつた後においても総理大臣は異議申立権があるのだというように、国民の権利救済の立場からは大きく後退をした規定を特に設けられた理由をまずお伺いしたい。これは一つ大臣に最初にお答え願ひたいと思ひます。

○樺本國務大臣 御指摘の二十七条に規定いたしました内閣総理大臣の異議の問題でございますが、この点につきましては、實際上行政の運営をいたします場合に、なるべくこういふような総理大臣からの異議の申し立てということとは避ける方が国民の権利伸張の上からいへば申すまでもありません。しかしながら、行政処分の問題が、その第三項にも書いてございまして、うに、ときにはどうしてもいふゆる公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるという場合におきましては、行政の最高の責任者としての総理大臣は、やはりこういうような制度をこしらえておいて、そして異議の申し立てができるようにした方が、公共の福祉が個人々々の権利に優先する場合があり得る、またなければならぬというような立場からこの制度をこしらえたのでございまして、従ひまして、これについては容易に発動すべき条文であるとはわれわれも考えません。従つて、この条文の構成の上におきましても、最後の第六項にありますように、ほんとうに

やむを得ない場合でなければならぬ、また異議を述べたときには次の常会で国会にこれを報告いたしまして、そして国会で批判を仰ぐというような慎重なまた重要な手続をきめて、これによつて個々の国民の権利が救済されることのじやまされることがないようになつて、真に公共の福祉に重大な影響が及ぶということが十分考えられるときしか発動しないというように考えておるのであります。もちろん、こういうものがなくてはすべてやれば一番いいということになるのでありますけれども、行政の最高の責任者としては、公共の福祉に反するやうな場合には、二十七条のやうな措置ができるやうになつておられません、やはりその責任を全うすることができないという立場から、こういうものをこしらえて御審議を仰いでおる次第であります。

○濱本政府委員 今大臣のおっしゃつた通りなものでありますけれども、実は「後においても云々」というところが、解釈上であるか、あるいはまた新たに本法で後退したという御批判を受けのるの知りませんが、現行法とは文言の上では少なくとも違つております。それは従来の経験、実例から申しましても、総理大臣が真に異議を述べなければならぬという場合におきましては、その異議を述べた手続に相当の時間を要するのであります。一方裁判所の執行停止の方は、訴えの提起と同時に執行停止の申し立てをいたしますもので、裁判所の方では、三日とかあるいは翌日までとか、きわめて短い時間を指定して、その間に意見を述べろと

りますれば、異議を述べた手続も二日、三日あれば間に合ふのであります。したが、地方の裁判所の事件を見ておきますと、どうしても裁判所が指定されるやうな期間内には、真に異議を述べなければならぬ場合におきましても、その手続が間に合わないというやうな実例がございまして、あるいは執行停止の決定が出た後においても、やむを得なければやはり異議を述べ得るやうにしておかなければ、やはり実情に沿わないというところから、そういった点を現行特例法よりも文言を明らかにいたしまして、一たん執行停止の決定の出た後においても、その異議は述べられるのだというやうに明文化すること

もに、真にやむを得ない場合でなければこの異議は述べ得るやうに、あるいは述べた後においては次の常会において国会に報告して、国会の御批判を仰がなければならぬというやうに慎重な手続をとつたのであります。

○坪野委員 はつきりしておきたいと思ひますが、私のお尋ねは、「決定があつた後においても」云々というこの条項は、新立法なのか、それとも解釈の疑義を明らかにしたにすぎないのかという、この結論なのですが、これについてまず立案の当局としての答弁をお伺いしたい。

○濱本政府委員 現行特例法の上におきましては、御指摘のやうに、解釈のしよによりましては、決定前でないればいけないというやうに読める。あるいはまた解釈のしよによりましては、決定後でもこの制度の本質上できるといふやうに解釈する余地も実はございまして、学説においても必ずしも帰趨を一にしておりません。そこで私

どもは、先ほど申し上げましたやうな理由から、明文をもつてこれを明らかにしておこうということにいたしましたのであります。解釈上の疑義を明文をもつて明らかにしたというつもりであります。

○坪野委員 解釈に面論があることは私も承知をいたしておりますが、この法案を提出された政府、法務省としては、そのいづれの解釈をとるかによつて、これが新立法として出される場合と、そうでなしに自分たちの解釈を明文によつて明らかにするやうな立場とあるわけですが、一体法務当局としては、新しい立法を作つたつもりなのか、あるいは単に従来のやり方であるやうな解釈をここに明らかにしただけなのかというところ、そこをお尋ねしておるのであります。学説が二つ分かれておるといふことはよく知つておるのです。

○濱本政府委員 現行特例法のもとにおきましても、一たん停止決定が出た後においても、必要があれば異議を述べることができるといふ解釈を私どもとつておつたのであります。

○坪野委員 先ほど私がお尋ねいたしました最高裁判所の判決は、執行停止の決定があつた後にはできないという趣旨に読めると思ふのであります。が、そういう判決があつたことは御承知であるかどうか。その判決に対して、どのように理解しておられるのかということをお尋ねしたい。最高裁判所の大法廷です。

○濱本政府委員 御指摘の最高裁判所の判例のあることも私も承知をいたしております。

○坪野委員 そうすると、最高裁判所で、執行停止の決定があつた後には取

り消せないという解釈を現行法の解釈としてはおとすという事は承知の上で、法務省当局としては、行政官庁に都合のいいように、相当の学者が以後においてもできるという学説を述べておられますが、そういう学説に加担をするというか、自己に都合のいい学説をとって、決定後の取り消しもできるのだ、そういう見解をとっておられるわけですね。

○濱本政府委員 先ほど来述べましたような、内閣総理大臣の異議という制度の本質から、私もはさように解しておるわけでありませう。行政官側にくみして、ことさらに良心を曲げてそういうふうな解釈をしているわけでは決してございませぬことをお誓い申し上げます。

○坪野委員 結局そういうことになるのじゃないかと思うのですがね。客観的に、この制度の趣旨あるいは規定されておる文言から解釈をして、少なくとも最高裁判所は、停止決定の後にはできない、これは停止前の——いわゆる行政権の司法権に対する介入でありませう。内閣総理大臣の司法権、裁判官の裁判に対する介入行為でありますから、これはあくまでも伝家の宝刀として最後の場合に用いなければならないという事は御承知の通りだと思いますが、そのように必要悪であるわけでありませう。三権分立の建前からしても、司法権に対する重大な介入行為でありますから、最小限度でなければならぬ。そういう立場からしても、明文にない、いかようにも解釈はできませんけれども、少なくとも最高裁判所は、客観的に、国民の立場あるいは行政官の立場という片寄らない公正な立場で、

決定のあった後にはできないのだ、こういう解釈を下しておる。にもかかわらず、法務省当局は、行政の運用あるいは総理大臣の異議権の必要性というところから、必要があるからそのように解釈すること、必要があるからそのように解釈するという事で、私が今、加担してそういう解釈を固執されるのかとお尋ねしたのはそこなんでありませうが、必要であれば新立法でこのようにされたいわけでありませう。しかしながら、現行法の解釈として、少なくとも最高裁判所の大法廷でそのような結論が出たならば、学説としてはともかく、法務省当局というものは学者じゃないのです。行政官でありませうから、やはり裁判所の有権解釈と申しますか、裁判所の解釈を尊重されて、現行法の解釈としては、以後にはできないのだ、従って、これは必要があつて新立法したのだ。こういうふうに率直に出してこられることが望ましいのじゃないか、そういう意味では私はお尋ねをして

いるわけですが、今の局長の御答弁は、学者としては非常にうまい方だろうと思いますが、答弁としてあまりにも良心的でない御答弁だ、このように承つておきます。

時間がありませぬので、この総理大臣の異議権についてまだもう少し突っ込んだ、本質的な問題についてのお尋ねをしたい点がございませうが、もう一点、簡単なことですがお尋ねして、私の質問は留保しておきたいと思ひます。

それは、同じ二十七条の第三項に、前項の異議の理由においては云々事情を示すものとする、というこの規定ですね。これは単なる訓示規定にすぎないのではないかと。逐条説明その他から

判断して、当局は、これは単なる訓示規定なのだ、異議には理由を付さなければならぬというものが第二項にありますが、理由を付さなければ、理由の具体的内容はできるだけこのように事情を示さないといふ単なる訓示規定にすぎないものであつて、具体的理由の明示を欠いた場合でも、総理大臣が異議を述べたといふことの効果を左右するものでないのだ、そういう解釈をとつておられるのではないかと思ひますが、どうですか。あるいはそうであるに、この第三項は効力規定であつて、このようないふ事情が示されなければ総理大臣の異議は無効なんだ、違法なんだ、従つて裁判所の執行停止命令をとめる、あるいは取り消させる効力はないのだという解釈になるのでしょうか、そのところを伺いたい。

○濱本政府委員 第二十七条第三項の理由、それからその内容をなす事情との関係は、御指摘の通りに私も考えておられます。つまり、理由を付さなければ異議としての効力はないのであります。その理由中において事情がないからといふ効力には影響はないといふふうにお考えしております。

○坪野委員 そうすると、私が最初にお尋ねした通り、単なる訓示規定で、いかなる理由であつても、理由を付さないであれば、理由を付さなければいいので、理由の中身はさういふ程度のもので、ことが望ましいといふ程度のもので、さういふ御見解ですね。さう伺つていいですか。

○濱本政府委員 さうであります。○坪野委員 それから第六項「内閣総理大臣は、やむを得ない場合でなければ、第一項の異議を述べはならない」と

云々という規定がありますが、「このやむを得ない場合」といふのも、その認定はだれがするの。総理大臣の判断でやむを得ない場合であるという判断をするといふことになるのか。そのやむを得ない場合といふのは、はつきり言へば必要な場合といふことと同義語になつてくるんじゃないか。結局、総理大臣が必要だと判断すれば、あるいはやむを得ないのだと自分で判断すればできるし、あるいはやむを得ない場合でないのだから異議は述べない、その裁量権はすべて総理大臣にある、こういう解釈になるのであるかどうか、それも一つお聞きしておきたい。

○濱本政府委員 第六項の解釈は御指摘の通りになると思ひます。やむを得ない場合であるかどうかは、この制度の本質上総理大臣が判断するところによるといふことにならざるを得ないと考えております。

○坪野委員 そういたしますと、結局、総理大臣の異議のこの制度は、伝家の宝刀で、むやみやたらに抜くべきものではないのだ、そしてまた、そのためにいろいろ制限規定があるのだと申しますけれども、ここに規定されておるようないろいろな条件といひますか、制度的な保障といふものは、実質的にはほとんど無価値にひといひではないか。要するに裁判所は、二十五条の要件に当てはまる場合に、いわゆる司法権の発動として裁判官の判断で執行停止をせよ、司法権に介入して行政官の長である総理大臣から異議を出す、さうして裁判権の行使をチェックするといふ働きを持っているわけでありませう。その場合に、さういふ場合で

なければならぬ若干の制限らしい規定はありますけれども、本質的には法的にほとんど無価値、無意味に近い。その判断はだれがするのだといへば、総理大臣がやるのだ。また、単なる訓示規定にすぎないから、理由の詳細、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情などといふものは、必ずしも詳しく書かなくても何ら効力に影響がないといふようなことでは、本質的に総理大臣の異議の本制度そのものにもつと根本的な検討を加える必要があると思ひます。ただ、時間がございませぬので、この点について質問も次の機会に留保いたしておきたいと思ひます。

大体私が予定しておつた時間が来たようございませうから、この程度で応答いたします。

○河本委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。理事会の申し合わせによりまして、ただいま審査中の本法律案について参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その日は来たる三月二日、人数は六名、その人選につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。〔異議なしと稱する者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

○河本委員長 次に、民法の一部を改正する法律案及び建物の区分所有等に関する法律案の両案を一括議題として、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 本日は時間も十分とは思えませんので、一般的な質問をさせていただきます。こまかい点につきましては、他日質問をさせていただきますと思います。

まず第一に、民法の一部を改正する法律案につきましてお尋ねをいたしましたのであります。

この法律案を拝見いたしますと、従来問題となつたような点、あるいはいろいろな事情から不適当であるというように点につきまして検討されて、比較的よくできておるといふような感じがいたしますのでありますが、個々の点につきましては多少疑義もあると存じますので、その点をお尋ねいたしたいと思います。

まず第一に、従来疑義のあつた点を明確にしたということ、そして妥当な解決をはかるために新設をしたという規定につきまして、簡単に御答えを願いたいと思います。条文だけでけっこうです。

○平賀政府委員 条文で申し上げますと、三十一条の危難失踪の規定、これはこの際、この機会をもって改正した方が適當ではなからうかという事項でございます。それから三十二条ノ二の同時死亡の推定の規定、これも同様でございます。それから次は、条文の順序を追って申し上げますと、八百十一条の改正、離縁の代理者に関する規定、それから八百十五条もそうでございますが、これは現行法の解釈に疑義がございますので、これを明らかにしたいという趣旨でございます。それから八百四十五条、後見人の解任に関する

規定でございますが、これは疑義をなくするというのじゃなくて、この際改正した方が望ましいという趣旨の改正でございます。それから八百八十七條、八百八十八條、八百八十九條、九百條、九百一十條は、これは疑義をなくしようという趣旨の改正でございます。それから九百十九條、これも同様に疑義をなくしたいという趣旨でございます。九百三十九條も同様でございます。それから九百五十八條、九百五十九條、これは、この際改正した望ましいという趣旨の改正でございます。それから九百九十四條、千四百四條は、これは疑義を明らかにしたいという趣旨の改正に伴う条文の整理でございます。

以上の通りでございます。

○上村委員 今度の改正案の中で、特に注目し、なお、きわめて妥當な改正だと感じられますのは、九百五十八條の三の新設をなさつたことであらうと思ひますので、この点につきまして、少しくお尋ねをして参りたいと思ひます。

相続人不存在の場合、現行法では清算後の相続財産は直ちに國庫に帰属するが、被相続人の内縁の妻など、相続人に準じて考へてしかるべき者、その他被相続人と特別の縁故があつた者があることも少なくない。実は相続財産が國庫帰属に先だつて、これらの者に分与することが実情に即するにかかわらず、従来これが何らの分与を受け得られなかつたという点につきましましては、實際の事情から考へてみますと、きわめて妥當を欠く、あるいはさういふような感じが強かつたであろう

と思ひのでありますが、従来妥當を欠くという事柄、新設に踏み切つた、妥當を欠いた特別な事例につきまして御説明を賜われれば幸ひだと思ひます。

○平賀政府委員 相続人不存在の件数が一体どのくらいあるかということでございますが、家庭裁判所所を取り扱つております件数を見ますと、昭和三十年ころ以降をとりますと、三百件、四百件という工合に件数が上つておるわけでございます。それからまた大蔵省の管財局の調べによりますと、相當の価値のある不動産につきまして、やはり相続人不存在でも國庫に帰属するといふ件数が、わずかではございませんが、年々数件ずつあるようでございます。實際に相続人不存在の事件を扱つております家庭裁判所におきましては、この事件を扱つたに、やはり相続人と特別の縁故者がいるケースがあるものでありますので、家庭裁判所の裁判官の方から、裁判官会同のときなんかにおきまして、こゝろ、今度新設しました九百五十八條の三のような規定を設けてもらいたいという要望がかねがねあつたわけでございます。その要望を取り入れまして、この規定を置くことにいたしました次第でございます。

○上村委員 何か最近二、三年の間の代表的事例というふうなものはないでしょうか。

○平賀政府委員 最近の具体的事例といたしましては、民法の一部を改正する法律案関係統計資料といふことでお手元に配つてあります資料の十一ページに、大蔵省の管財局で調べましたのが出ております。こゝろ、事例がある

わけでございます。ただ特別の縁故者があつたかどうかといふところまで実には調査されておられませんので、今度の法律案のような規定があれば、この財産の全部または一部をもらへるような特別縁故者があつたかどうかといふことははっきりいたしておけません。

○上村委員 この九百五十八條の三を見ますと、特別縁故者の例として「被相続人と生計を同じくしてゐた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、云々と記載されておりますが、この「特別の縁故があつた者」といふのは、どの範圍をお考へになつておられるか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 これは抽象的に申し上げますと、被相続人と特別の關係がありまして、被相続人が、もしその機があらば、被相続人に、遺言でもつてその者に財産を与えてやろうといふような、さういふ關係がある者といふふうにも言つていいかと思ひますので、今度ですが、ただ、この条文にもございまして、特別の縁故といふのは非常に抽象的で、然といつたしておるわけでございます。でありますから、これはやはり家庭裁判所の裁量によりましてきめるということにならうかと思ひます。例示いたしますと、ただいま仰せの内縁の妻であるとか、あるいは被相続人の息子に嫁をとつた、息子は早くなくなつたんだが嫁だけは残つておると。被相続人と息子の嫁だけがおるといふ場合に、息子の嫁にやう。一親等の姻族でございます。あるいは妻の連れ子がいふ、連れ子とその夫だけが残つておる。連れ子はこれも一親等の

姻族でございますが、その連れ子に財産を分けてやる、さういふケースがかなり多いだらうと思ひますのでございす。しかしながら、必ずしもさういふ場合に限られませんが、たとえば孤獨の老人が養老院でなくなつた、若千の金品を残して死んだといふような場合に、長年世話になつた養老院にその遺産を与えるといふようなことも考へられます。それからまた、これは非常に特殊な例かとも思ひますので、研究室をわが家同然にして生活してきて死んだといふような場合に、その遺産なんかをその大学に与えるといふようなことも、これは可能かと思ひます。さういふふうないろいろな場合が考へられますので、これを限定することがきわめて困難でございます。特別の縁故者といふ非常に抽象的な、然とした表現にいたしました、家庭裁判所の裁量による判断にまかせようといふのがこの条文の趣旨でございます。

○上村委員 だいたいお考へが具体的に判明したわけではあります、してみますと、たとえば老後養老院におつた、そして死亡した、きわめて身寄りもなかつた。けれどもその養老院にはいろいろお世話になつたといふことになりま、養老院は、たとえば個人で経営してゐる場合もあるれば法人で経営してゐる場合もある。さうすると、この縁故者といふのは自然人に限らず法人をも含めてお考へになつておるかどうか、その点を明らかにしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 法人も含まれると考
えております。

○上村委員 ただいまのお話の縁故者
と考えられる方が併存しておった場
合、何人もあるという場合において、
たとえば一人に上げる、あるいはそれ
を縁故者の方々に分配して上げるとい
うような場合、これはあげて家庭裁判
所の御判断に待つというようにおつも
りであるかどうか、お尋ねをいたして
おきたい。

○平賀政府委員 お説の通り、家庭裁
判所の裁量によることになるわけでこ
ういたします。

○上村委員 その場合、たとえば内縁
の妻がある。相当巨額の遺産がある。
その場合に家庭裁判所は、他に縁故者
がある、そういう場合を仮定して考え
てみまして、内縁の妻に全額を与える
というようにすること、これはいろいろ
ろな事情をこまかく申し上げないと御
判断もむずかしいかと思ひます。す
れども、既略というように一点につ
いて、家庭裁判所が巨額の遺産をある特
定の人だけに全額を与えてしまふとい
うような場合もよろしいと考えられてお
るかどうか、お尋ねをしておきたい。

○平賀政府委員 具体的事情によると
思ひますが、裁判所としましては、全
額を与える場合もございまいし、一
部を分けるというところもこれはあり得る
と思ひます。具体的事情によりまし
て、裁判所が健全な良識に従ひまして
判断をするということになると思ひ
ます。

○上村委員 そうしますと、その判断
は家庭裁判所に幅広く与えてあるもの
である、こういうふうに受け取ってお

いていいわけですね。
○平賀政府委員 さようでございま
す。

○上村委員 その点はその程度にしま
して、次に順を追って多少問題となる
点をお尋ねして参りますが、簡単に
けつこうですが端的にお答えを願えれ
ば幸いに存じます。

この三十条の第二項の改正の問題で
あります。危難失踪の場合の失踪期間
を従来の三年から一年に短縮をした、
こういうわけですね。それは交通とか通
信の発達を考慮してのことである。も
ともなことでございまして、しから
ば普通失踪の場合の失踪期間が従来通
りで七年になっておるけれども、交
通、通信の発達という事情から言いま
すれば同じことであらうと思ひわけ
です。これに對するところの短縮のお考
えがあるかどうか。

もちろん、こういう期間を短縮する
ことが、ある一定の法律關係を確定す
るには短期間で確定することがけつこ
うだらうと思はれる点、あるいはそれ
によつていわゆる法益を受けるという
層もあるでございまいし、また他
面においては、失踪宣告を受ける立場
から言ひますれば、はなはだ早く失踪
宣告を受けることは、その本人につ
いてはきつめて困るというやうな問題も
起きるだらうと思ひます。そこで二
つの相反する要請の調和という問題で
なかなかむずかしい点と思ひます
が、危難失踪の場合の失踪期間の短縮
について、その理由が交通、通信の発
達という点があげられておると見ま
すれば、普通の失踪の場合と同じやうな
社会条件になつておるというやうな点
を考えますれば、普通失踪の場合の失

踪期間の短縮の点についてお考えに
なつたかどうかということについてお
尋ねをしておきたい。

○平賀政府委員 普通失踪の場合は、
失踪の原因にいろいろございまして、
たとえば家出なんかがよくある例で
ございまして、危難失踪の場合と違ひ
まして、死亡の危険というものが普通
は考えられない。でありますから、交
通、通信が発達したとは言ひますもの
の、やはり大事をとりまして相當の期
間を置いておく必要があるわけでご
ざいます。外国の立法例なんかにおき
ましては、日本は七年でございまして
も、十年などという立法例が相當ご
ざいます。それから、ただいま御指摘
のように、失踪宣告の申立てという
のは利害關係人からできるものであり
まして、その近親者などは本人の生存を
信じておるというやうな例もございま
して、現行法の七年は、やはりあつた
まにしておいた方が妥當ではなから
うかと考えておる次第でございませ
う。

○上村委員 次にこの失踪の宣告で死
亡とみなされるときは、危難失踪と普
通失踪とで異なるように規定されてい
る。これは普通失踪は期間満了のとき、
危難失踪は危難終了のときというこ
となつておるわけですが、どうしてこ
ういうやうな異なる時にしたのか、そ
の点をお尋ねいたしておきたいと思
ひます。

○平賀政府委員 危難失踪の場合は、
船の沈没であるとか、飛行機の墜落で
あるとかいうやうに、非常に死亡の可
能性を伴ふ事故の場合が危難失踪で
ございまして、実際問題としては、や
はりそのときに死亡した公算がきつめ
で大きい。ですから、その危難の去つ

たときとすることが實際に合うのでは
ないかと思ひます。ところで、
普通失踪の場合は、家出である
とか、そういう事由で消息がなくなるわ
けで、時間がたつたほど死亡の危
険が少しずつ増していくという關係で
ございまして、取り扱ひを異にする
のが實際に合うのじゃないかというふ
うに考えるのでございませう。

○上村委員 次に、船舶の沈没の場合
ですが、これが証明は非常に困難な場
合が多いであらうと思はれるわけ
です。これについて何か推定規定とい
うやうなものも考えになつたのかど
うか。たとえばドイツ民法十六條など
におきましては「航海に際し、航行中沈
没したる船舶にありてその船舶沈没以
來失踪したる者に対しては、沈没以來
一年を経過したるときは、その死亡を
宣告することを得。」二項としまして、
「船舶が指定地に到着せずまたは一定
の行先なき場合において、帰港せず、
かつ発港以來に揚げたる期間を経過
したるときは、沈没したるものとし
て推定する。」そしてその発港後、
たとえば地中海とか黒海という場合に
おいては、発港してから二年なら二年
とか、欧州外諸海の航行については三
年なら三年というやうな具体的な規定
があるやうですが、少なくともかかる
推定規定を置いて、船舶の沈没の証明
がきつめて困難だという意味にお
いて、その立証の点について配慮され
ておるわけですが、この点について、民
法の今回の改正の点について御考慮さ
れたのかどうか、お尋ねしておきたい
と思ひます。

○平賀政府委員 ドイツ民法の中にお
きましては、ただいま仰せのやうなこ

まかい規定が置いてございませう。こ
ちらでは、そこまでは必要ないのでは
ないかというふうに考えまして、こま
かい規定を置かなかつたのでございま
すが、實際問題としましては、家庭裁判
所に失踪宣告の請求があるわけでご
ざいまして、調査によりまして確實に日
時をつきとめることができない場合も
生じると思ひますが、その場合は、や
はり推定の日時というものが基準にな
らざるを得ないと思ひますのでござ
います。でありますから、場合によりま
しては、船舶でありますとか、予定の日
時まではある港に入らなかつたとい
うな場合でございまして、少なくとも
その予定日時の以前に沈没したことが
推定できるというやうなことで、その
予定日時を沈没の日時と推定するとい
うやうな場合も生じることがあり得
ると思ひますのでございませう。い
ずれにしても、結局は家庭裁判所で調査
いたしまして、結局は推定によらなく
ちやならぬ場合が相当出てくるかと思
ひますが、實際問題としては、ドイツ
民法のやうなこまかい規定を置かせ
んでも、不都合を生ずることはなから
うかと考えておる次第でございま
す。

○上村委員 実はすでに御承知と思
ひますが、いろいろと事件の幅廣化あ
るいは複雑化によりまして、家庭裁判
所の裁判官も調査官もきつめてこれが
理につきまして困難を來たしておる
という事情は、現在顯著であらうと思
ひます。そういう際におきまして、少
しでもこれが調査の煩勞を少なくす
る意味において、かかる推定規定を置
く方が妥當であらうというふうに私
は考
えま
すけ
れど
も、その点はその程度で

とめておきたいと思ひます。

次に、同時死亡の推定の規定、三十二条ノ二の新設でございますが、これに関連をしてお尋ねをしておきたいと思ひますが、父と子が同時に死亡したという事例を想定いたしました。子に配偶者がある、子供はない、ですから代襲相続の問題は起きない事例を考へるわけですが、そういう場合に、父と子が同時に死亡した。そのときに、子に子供がある、要するに孫がおりますればよろしいのですが、子供がない。その子供には配偶者はある。こういうような事例を想定した場合に、配偶者に対して代襲相続権を認める方があるいはその実情に適するといふように考へられると思ひます。代襲相続の点につきましても相当の手直しが行なわれておるようですが、配偶者に対して代襲相続といふ点をお考へになられたかどうか、この際お尋ねをしておきたい。

○平賀政府委員 ただいま仰せのような場合を考へますと、なるほど父の財産を子供の配偶者が相続できるようにしたいというわけじゃないかということが考へられるわけでございます。その他被相続人の直系卑属の配偶者にも代襲相続権を認めたらどうかという意見があるわけでございますが、これは現行法を大きく根本的に改めることになりまして、なほ後日の問題として今後検討いたしたいというふうに考へまして、今回はこれは問題にいたしてないのをごさいます。今後の研究課題といたしたいと考へております。

○上村委員 次に、養子離縁関係に対する後見人選任関係の問題についてお尋ねをしておきたいと思ひますが、

要するに後見人が代諾をする場合、結局離縁をする前に後見人が選任されまうね、そうしないといふ、あとからでは代諾にならないから……、そうすると、選任されたところの後見人と、代諾をする場合までの期間がございまして、その後見人の法律上の性質と申しますか、それはいわゆる特別代理人的なものであるのかどうか、こういう点でございます。

○平賀政府委員 これは仰せの通り、この後見人は家庭裁判所から離縁前にあらかじめ選任するのであります。まだ後見は開始しておらないので、あらかじめ選任するとは申しますが、まだほんとうの後見人ではない。ほんとうに離縁の代諾だけの権限しか持たないものであります。仰せのように、これは特別代理人と呼んでもいいかと思ひます。ほんとうに後見人になりますのは、離縁が成立いたしましたして、初めて後見人になるわけでございます。それ以前は、ただ離縁の代諾をするかあるいはしないかというだけの権限、それだけの限られた権限を持った特別代理人といつていいかと思ひるのであります。

○上村委員 そこで非常に性質がはっきりわかつて参つたのですが、次にこの八百八十七条第三項は代襲の代襲といひますか、そういうような規定になつております。孫が死亡した、その曾孫が代襲する、そして曾孫が死亡した場合、玄孫が代襲するといふような格好になるものと思へるかどうか、お尋ねをしておきたい。

○平賀政府委員 玄孫が代襲する場合も三項で読むといふ趣旨でございます。

○上村委員 大体の論点だけに触れていつて、それであつたらまた機会を見て詳細な質問をお許し賜わりたいと思ひます。

最後に遺産の中に農地などを含んでおる、そういう場合の相続関係、しかも最近の農地は、相続を開始したとき均分相続ですからきつめて零細化する。現実の問題として、相続の放棄をして、長男とか、あと農業を営営するに適する者に農地を一括して相続させるような方法を講じておりますけれども、法律として、この農地関係の相続につきましても何かお考へになつておるのかどうか、この際お尋ねをしておきたい。

○平賀政府委員 農業経営の細分化を防止するといふようなことで、過去におきまして、農業資産相続特例法案といふものが二回にわたつてまして国会に実は提案になつたことがあるのであります。いづれもこれは審議未了になりましたが、廃案になつたいきさつがございまして、この問題は現行の相続法の根本に触れる根本改正の問題でございますので、この際はこれを取り上げませんで、今後の検討の課題にいたしたいと思ひまして、なお検討いたす考へております。

○上村委員 以上によりまして民法の一部を改正する法律案について概略御質問をいたしたわけでございます。

次に、建物の区分所有等に関する法律案につきまして、概略お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

提案理由の御説明にもありますように、最近都市などにおきまして、土地の高度利用の必要から、中高層建築物の共同出資とか、アパートの分譲等が

急増しておりますことは、顕著な事実かと思ひます。それに關連しまして、この建物区分所有者間の紛争もまた増加いたしておるといふことも当然であらうと思ひます。また今後これが予測される際におきまして、この建物の区分所有等に関する法律案が、従来いろいろと論点になつておりました点を解決整理されまして、また新しい考へ方もお入れになつたといふことにつきましても、敬意を表すると同時に賛意を表したいと思ひます。何れも、建物区分所有に關する従来からの紛争事例といふものにつきまして、最近の事例がお手元でわかつておりますれば、御説明を賜わりたいと思ひます。

○平賀政府委員 若干の事例を申し上げますと、たとえば共用部分の管理費用の分担につきましてもなかなか折り合ひがつかずにもめておるといふような例がございまして、現行法では、民法第二百八条で「共用部分ノ修繕費其他ノ負擔ハ各自ノ所有部分ノ価格ニ応シテ之ヲ分ツ」ところが、所有部分の価格といふものは、具体的にわかつた関係で、負担の關係で話がまとまらないで紛争が起つておるといふような例もございまして、それから、この管理費用なんかにつきまして、区分所有者相互間で取りかきをいたしまして、区分所有権の譲渡が行なわれまして、第三者が新しい所有者として入つてくると、管理費用の取りかきめなんかを認めぬ、高過ぎるじゃないかといふ文句を言つて、またこじれるといふような例もございまして、それからアパートなど、住宅として使つて居るものであるわけでございますが、新しく入つてき

た人がそこで商売を始める、そのために他の区分所有者に迷惑をかけるといふような、そういうおにも管理關係について實際紛争が少なくないのでございまして、それからなお基本的な關係につきましても、共用部分と専有部分との關係において、民法では必ずしもはつきりいたしておりません。その關係で、たとえば登記なんかにおきましても、各専有の部分のアパートの部屋をそれぞれ登記をする。ほかに共有部分につきましてもやはり登記がなされる。何か独立の建物であるかのように、共用部分の登記がされておりました、共用部分だけを切り離して差し押さへるといふような事例、共用部分に對する固定資産税を納めていないといふようなことで、滞納処分で共用部分だけの差し押さへられるといふようなおかしな事例も現実には起つておりました、かなりあちこちで問題が起つておるようでございます。この法律案によりまして、そういう問題は一応解決される、あるいは解決の基準がこれによつて与えられることになると思ひでございます。

○上村委員 お話のようないろいろな問題が起つてくると思ひますし、現行民法第二百八条だけでは処理し兼ねる点も出てくるだらうと思ひます。それで建物の構造とか生活様式、そういうような点から、欧米各国では、わが国よりも早くこういう問題が起つておるだらうと思へるものであります。外国のこの種の立法關係について、諸外国はどうなつておるのか。本案との比較において御説明を願ひたいと思ひます。

○平賀政府委員 この外国の立法關係

につきましては、資料といたしまして「建物の区分所有に關する外国立法例」という中に、私どもでもわかりました範圍のものも掲げておきました。これにはドイツ、オーストリア、フランス、イタリア、アルゼンチン、メキシコ、こういったものがあげてございますが、まだほかにもあり得るかと思ひます。運用の實際はどういうふうになつておるかという点も問題になると思ひますのであります。たとえばドイツでございますと、一九五一年に、住居所有権法と略稱いたしておりますが、これができておりました。實際の問題としては、大きい会社なんかは政府の補助金と銀行からの借り受け金等でアパートを建築いたしましたして、分譲をしておるといふことが相当行なわれておるといふことがございます。それからフランスでは、ここにあげておきましたが一、九三八年に、従来民法でわずか一カ条しかございませんでしたのを、非常に詳しい単行法を制定いたしましたして、それによつて処理されておるといふことがございます。

なりしつかりした規約ができておりまして、これによつて大体円滑に処理されておるといふ実情であるとのことでございます。

が、この法律案では、その点までこまかく具体的に明らかにいたしておりませんが、たとえば壁をとつてみますと、壁のしんになる部分、これは面隣の所有者の共有になるのではないかと、ただその壁の上塗りの部分は、各自の専有部分の中に入まると解釈すべきではなからうか。それから天井、床についても、やはり同じようなことが言えると思ひます。そこで、この法律の解釈としては、そこまで具体的に規定いたしておりませんけれども、そういうことに持つていくべきではないかと思ひます。現在でも会社なんかで分譲いたしました場合には、こまかい契約を作つておりました。その契約で取りきめがしてございまして、その契約の境、共有の部分はないというよりなきめ方をしてある例もございまして、そういう規約ができれば、その規約によつて処理されることになるわけでございます。大体そういうことにならぬのではないかと思ひます。

なお、ここには英米法關係の資料がございせんが、これは御承知の通り不文法の國でございまして、特別の制定法というものは見当たらないのでございまして、アパートの部屋分譲といふことは、英米におきましてもかなり行なわれておるといふことがございます。實際問題といたしましては、土地の所有者がその管理者になりまして、分譲の際、こまかい点まで契約書で定めておきまして、それによつて処理がされておるといふ実情だと私も承知いたしております。この法律案で申しますと、規約でありまして、この規約が

羅いたしておりますけれども、細部の点におきましては規約に譲つておるといふことが少なくないのでございまして。そういうわけで、この法律案が法律化しましたら、この法律の趣旨のPRには大いに努力いたしたいと思ひます。また私どもの方で、現在各地で契約の實際なんかもございまして、これを参照いたしまして、模範契約例などというものも作りまして公表いたしたいと考えております。その他各地で説明会を開くとか、そういうようなこともいたしたいと思ひます。

が、この法律案では、その点までこまかく具体的に明らかにいたしておりませんが、たとえば壁をとつてみますと、壁のしんになる部分、これは面隣の所有者の共有になるのではないかと、ただその壁の上塗りの部分は、各自の専有部分の中に入まると解釈すべきではなからうか。それから天井、床についても、やはり同じようなことが言えると思ひます。そこで、この法律の解釈としては、そこまで具体的に規定いたしておりませんけれども、そういうことに持つていくべきではないかと思ひます。現在でも会社なんかで分譲いたしました場合には、こまかい契約を作つておりました。その契約で取りきめがしてございまして、その契約の境、共有の部分はないというよりなきめ方をしてある例もございまして、そういう規約ができれば、その規約によつて処理されることになるわけでございます。大体そういうことにならぬのではないかと思ひます。

な、ここには英米法關係の資料がございせんが、これは御承知の通り不文法の國でございまして、特別の制定法というものは見当たらないのでございまして、アパートの部屋分譲といふことは、英米におきましてもかなり行なわれておるといふことがございます。實際問題といたしましては、土地の所有者がその管理者になりまして、分譲の際、こまかい点まで契約書で定めておきまして、それによつて処理がされておるといふ実情だと私も承知いたしております。この法律案で申しますと、規約でありまして、この規約が

羅いたしておりますけれども、細部の点におきましては規約に譲つておるといふことが少なくないのでございまして。そういうわけで、この法律案が法律化しましたら、この法律の趣旨のPRには大いに努力いたしたいと思ひます。また私どもの方で、現在各地で契約の實際なんかもございまして、これを参照いたしまして、模範契約例などというものも作りまして公表いたしたいと考えております。その他各地で説明会を開くとか、そういうようなこともいたしたいと思ひます。

が、この法律案では、その点までこまかく具体的に明らかにいたしておりませんが、たとえば壁をとつてみますと、壁のしんになる部分、これは面隣の所有者の共有になるのではないかと、ただその壁の上塗りの部分は、各自の専有部分の中に入まると解釈すべきではなからうか。それから天井、床についても、やはり同じようなことが言えると思ひます。そこで、この法律の解釈としては、そこまで具体的に規定いたしておりませんけれども、そういうことに持つていくべきではないかと思ひます。現在でも会社なんかで分譲いたしました場合には、こまかい契約を作つておりました。その契約で取りきめがしてございまして、その契約の境、共有の部分はないというよりなきめ方をしてある例もございまして、そういう規約ができれば、その規約によつて処理されることになるわけでございます。大体そういうことにならぬのではないかと思ひます。

な、ここには英米法關係の資料がございせんが、これは御承知の通り不文法の國でございまして、特別の制定法というものは見当たらないのでございまして、アパートの部屋分譲といふことは、英米におきましてもかなり行なわれておるといふことがございます。實際問題といたしましては、土地の所有者がその管理者になりまして、分譲の際、こまかい点まで契約書で定めておきまして、それによつて処理がされておるといふ実情だと私も承知いたしております。この法律案で申しますと、規約でありまして、この規約が

羅いたしておりますけれども、細部の点におきましては規約に譲つておるといふことが少なくないのでございまして。そういうわけで、この法律案が法律化しましたら、この法律の趣旨のPRには大いに努力いたしたいと思ひます。また私どもの方で、現在各地で契約の實際なんかもございまして、これを参照いたしまして、模範契約例などというものも作りまして公表いたしたいと考えております。その他各地で説明会を開くとか、そういうようなこともいたしたいと思ひます。

が、この法律案では、その点までこまかく具体的に明らかにいたしておりませんが、たとえば壁をとつてみますと、壁のしんになる部分、これは面隣の所有者の共有になるのではないかと、ただその壁の上塗りの部分は、各自の専有部分の中に入まると解釈すべきではなからうか。それから天井、床についても、やはり同じようなことが言えると思ひます。そこで、この法律の解釈としては、そこまで具体的に規定いたしておりませんけれども、そういうことに持つていくべきではないかと思ひます。現在でも会社なんかで分譲いたしました場合には、こまかい契約を作つておりました。その契約で取りきめがしてございまして、その契約の境、共有の部分はないというよりなきめ方をしてある例もございまして、そういう規約ができれば、その規約によつて処理されることになるわけでございます。大体そういうことにならぬのではないかと思ひます。

するといふに解釈すべきじゃないかと思ふのでございます。これは規約で別段の定めをすることが出来るわけでございますが、原則はそうだろうと思ふのでございます。たとえば屋上なんか、一番階の上の人の所有だということになりますと、その屋上に何か物を乗せるという場合、屋上の人だけできめられるということになつては、建物全体の安定に影響する場合もあり得るわけでございます。そういうことから考えましても、屋上あるいは屋根というよりなものは、全員の共有と考へるのが筋ではなからうかと思つてゐる次第でございます。

○上村委員 この建物の区分所有等に関する法律案の成立することによりまして、私は、多くの紛争なりあるいは権利義務の明確化ということに寄与するものと存するわけでございます。こまかい点については、他日質問する機会を留保して、本日はこれをもって質問を終わります。

○河本委員長 この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。法務行政及び人権擁護に関する件について、参考人の出頭を求め、その意見を聴取することといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、日時は来たる二十七日とし、人数及び人選は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河本委員長 御異議なしと認め、さよう取り計らいます。

次会は、来たる二十七日午前十時より理事会、理事会散会後委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

〔参照〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三三号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕